

議案第 19 号

亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

亀山市道路占用料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 25 年 2 月 27 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

亀山市道路占用料徴収条例（平成17年亀山市条例第132号）の一部を次のように改正する。

別表令第7条第1号に掲げる物件の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同項の次に次のように加える。

令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき 1年	1,000
----------------	----------------------	-------

別表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料の項及び令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改め、同表令第7条第7号に掲げる施設並びに同条第8号イに掲げる施設及び自動車駐車場の項中「第7条第7号」を「第7条第9号」に、「同条第8号イ」を「同条第10号イ」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。